



暑中お見舞い  
申し上げます

# ワイズ経営ニュース

編集発行人

ワイズコンサルティング  
株式会社

〒104-0061  
東京都中央区銀座1-8-21  
中央ビル5F

TEL 03(3567)3072  
FAX 03(3567)3075

8月

(葉月) August

## 8月の税務と労務

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	1	29
土	2	30
日	3	31
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

- 国 税** / 7月分源泉所得税の納付 8月11日
- 国 税** / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 9月1日
- 国 税** / 12月決算法人の中間申告 9月1日
- 国 税** / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月1日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告 9月1日
- 地方税** / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税** / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務** / 労働保険料第2期分の納付 9月1日 (労働保険事務組合委託の場合は 9月16日)

### ワンポイント 遺留分

配偶者や子供等に保障された最低限の資産承継の権利。原則、法定相続分の半分。本年5月に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化法」では、事業承継をスムーズに行うため、遺留分権利者の合意と一定の手続きを前提に生前贈与株式を遺留分の対象から除外するなどの民法の特例措置を講じています。

# 地域資源活用で

## 新商品開発

### 中小企業に 金融等の支援措置

中小企業地域資源活用について、支援内容や事例などをご紹介します。

#### 1 地域資源活用支援の概要

地域資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業者に対して、法的・予算・金融の面の措置等により総合的な支援を展開しています。また、この中小企業地域資源活用促進法に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

**対象** 地域資源を活用して新商品や新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者等

**支援内容** 中小企業地域資源活用促進法に基づいて、中小企業者が単独または共同で、地域資源を活用して新商品や新サービス

の開発・市場化を行うため「地域産業資源活用事業計画」を作成し、認定を受けると補助金、低利融資、課税の特例等の各種支援策を利用できます。

なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

#### 2 地域資源活用プログラムの狙い

地域間格差の拡大への対応  
地域がそれぞれの強みを活かして自立的・持続的な成長の実現へ

農林水産品、産地の技術、観光資源といった地域の特徴ある資源で従来品と差別化

各地域の「強み」となり得る地域資源を活用した中小企業による新商品や新サービスの開発・市場化を総合的に支援。地域産業の核となる新事業を五年間で一千件を目標としています。

このように意欲ある中小企業とともに国、地方自治体、支援機関、専門家がともに力を合わせ、地域の魅力ある資源を活かした地域産業の活性化に取り組むものです。

#### 3 活用可能な「地域資源」の指定

「地域資源」とは

地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品

鉱工業品の生産に係る技術

文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

これらにつき都道府県が指定し、国の認定を受けます。

指定におけるポイントとしては、地域の中小企業が活用可能であり、その活用を促進することで当該資源を共有または密接に関連する他の中小企業の事業活動を促進するものであること  
活用する可能性がある中小企業者がおおむね十以上あること

当該地域資源が、他地域の同種の産業資源と比べて生産量、品質、機能、概観、歴史または文化的背景等の面で顕著な特徴を有し、それによって一般消費者等に相当程度認識されているものであること

認識の程度は国・都道府県の法令による公告や新聞・雑誌で紹介

等が必要となります。

#### 4 「地域資源」指定の留意点

品目及び地域の範囲をできる限り具体的に示すこと

市町村や関係団体等の意見を聴取、反映すること

地域資源活用事業の成果等を踏まえた機動的な対応

都道府県の基本計画や施策方針等に関連づけられていくことが期待されています。

#### 地域産業資源活用事業計画作成の基本

何を扱うか(どのような商品)  
このための地域資源は何か、優位性はあるか  
誰に(どのようなお客か)

お客(市場)のニーズは、お客の確保(市場規模)は可能かどうかのように販売していくのか  
実現可能性は高いのか、計画に具体性はあるか、儲かるのか

#### 事業計画の評価基準

1 地域産業資源の新たな活用の視点の提示

地域資源である農林水産物や

鉱工業品をその不可欠な原料または部品として用いて行われる商品開発、生産または需要の開拓  
 地域資源の活用により、品質、機能または効用において、従来の商品と差別化が実現されること。

地域資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産または需要の開拓

従来の商品との差別化が実現されるものとなっていること。あるいは、従来との差別化に資する改良を行うための新たな生産加工技術の導入等がなされていること。

地域資源である観光技術の特徴を利用して行われる商品開発、生産もしくは需要の開拓

役務の開発で、従来の商品等との差別化が実現されるものとなっていること。従来との差別化に資する改良を行うための新たな役務提供方式の導入等がなされていること。

## 2 需要開拓の可能性

下記 かつ の要件を満たすもの。

当該事業における商品等の域外に対する販売が増加し、それ

が当該企業者の総売上にとつて相当程度大きなものになっていること。五%以上が基準となっています。

当該事業における商品および役務が当該中小企業の既存事業と異なる分野の需要開拓を図るものである場合等においては、事業として成り立つ程度の規模であること。

計画終了時に黒字を達成することが基準となっています。

なお、これらの評価にあたっては、

(1) 競合製品・役務と比較した優位

(2) 需要の開拓の方針の明確性

(3) 市場ニーズ・市場規模を考慮する必要があります。

3 計画の妥当性  
 実施計画の妥当性

計画の実施項目が具体的かつ明確であり、その実現が見込まれるものであること。

資金計画の妥当性

計画の実施に必要な資金の額と調達方法を含む資金計画の実現が見込まれるものであること。

事業計画認可により下記の支援

が受けられます。

(1) 補助金

地域資源活用売れる商品づくり支援事業

補助金額 下限一〇〇万円

補助率 国三分の二以内

地域資源活用販路開拓等支援事業

補助金額 下限一〇〇万円

補助率 国二分の一以内

(2) マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス

(3) 中小企業地域資源活用コードインターネット活動等支援事業

(4) 新市場創出支援事業

(5) 地域中小企業普及啓発事業

(6) 政府系金融機関による低利融資制度

(7) 信用保証の特例

(8) 高度化産業

### 地域資源活用事業の取り組みフロー

窓口相談・事業計画の内容向上

都道府県、商工会・商工会議所、中央会等の紹介で中小企業が中小企業基盤整備機構の中小企業地域資源活用プログラム・

全国推進事務局に相談。

ここで窓口相談し、計画内容についてヒアリング、事業計画の内容向上に向けたアドバイスが行われます。

計画申請、認定  
 事業計画の内容向上が一定水準に達した段階で法認定の申請が勧められます。

中小企業者による申請（都道府県を経由・意見付与）  
 その後、経済産業局で受理  
 フォローアップ  
 事業のフォローアップ（進捗  
 フォロー、販路開拓支援等）

### 新事業の成功事例

地域資源で平成十九年十二月末現在、申請を受けたのは一万二、〇五〇件。

認定事例としては、

浜松市でいままではほとんど廃棄されていた鰻の頭と骨でベトフードを開発

茨城県でさつまいもに甘しよを原料として、砂糖を使わず低カロリーりの甘納豆を開発

佐賀県では磁器性万年筆等の有田焼の高付加価値商品の開発及び販売

など他多数となっています。

## 政府系中小企業金融機関の 必要性と有効性

政府系中小企業金融機関が統合され、2008年10月から㈱日本政策金融公庫が発足します。

政府系中小企業金融機関の必要性と有効性について改めて考えますと、次のことが言えるでしょう。

- 1 成長の可能性と意思があるにもかかわらず、民間金融機関からの資金調達が難しい企業に対し、政府系中小企業金融機関の資金供給機能は重要である。
- 2 政府の中心的政策課題に位置付けられている創業促進と雇用拡大のための政府系中小企業金融機関の資金供給機能は有効である。
- 3 民間金融機関が中小企業融資に慎重な案件の場合でも、政府系金融機関が融資を決定することが呼び水になって協調融資につながる事例が多い。

その意味では民業圧迫でなく、民間金融

機関の融資対象や貸出機会の拡大につながっている。

- 4 中小企業金融公庫などは長期で中小企業を育てる融資姿勢と支援ノウハウがあり、大きい設備投資が必要な中小製造業等の経営の安定に役立っている。
- 5 政府系中小企業金融機関は、抵当権設定でも、民間のように必ず1位、2位を要求することがない等、取引条件が魅力である。また、民間にある預金の拘束がなく、機械設備など動産担保でも貸してくれる場合がある。
- 6 「貸し渋り」や金融機関の破綻など、民間金融機関が機能不全に陥った際、また自然災害時のバックアップとして政策金融が重要な機能を果たしている。

以上の必要性の根拠に基づき、「日本政策金融公庫」に対し、特定の政策目的のための融資だけではなく、安定した金融環境を保つための融資（一般融資）も存続するなど、中小企業への公的機能の充実が求められます。

## お助け船

総合電気メーカーの会長〇氏は「現在は明治維新に匹敵する時代である。日本全体が国内マーケットに執着している場合ではない」と国際化対応の遅れを心配しています。

たしかに、少子化により人口が減少している国はマーケットが縮小しているため、国内での経済成長は不可能です。そのため、企業は海外進出に目を向ける必要があります。

しかし、海外に進出している先駆者である日本の大企業に対し、経済評論家のT氏は批判的です。

その理由は、韓国等の海外派遣社員は“成功するまでは国に帰らない”という決意のもとに働いている。

それに対し、日本からの大企業の派遣社員は、3年間我慢していれば日本に戻れる、つまり転職を心待ちにしている（これを本社からの「お助け船」という）社員だらけだ、とのことからです。

大企業は、バブル崩壊から完全に立ち直っていないのでしょ。

### 英語三原則

「英語三原則」です。

英語をうまく話す必要はないということ。下手でもしゃべることが大切で、それがコミュニケーションの第一歩となる。

英語がうまい人間が必ずしも仕事ができるわけではない。だから、決してビジネスの中心では臆することはない。下手な英語でもいいから、自分の意見・意思はしっかり主張すること。

最初は通じなくても半年もしてくと少し話せるようになり、正確な発音などに気にせず話しているうちに、仕事もうまくいくようになった、ということですよ。